

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成21年9月15日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇所有者（〇〇〇〇現在は相続により〇〇〇〇）の土地を国道として買収する為に行った交渉経緯記録表を含む関連する一切の書類・図面。〇〇〇〇〇〇所有者（〇〇〇〇）の土地を国道として買収する為に関する一切の書類。上記に関連して井原市と協議を行った一切の書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、

- ① H19.5.15 承認の用地補償評価委員会議事録
- ② H19.5.21 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ③ H19.6.5 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について
- ④ H19.6.13 嘱託の登記嘱託書（地積に関する更正）
- ⑤ H19.6.13 嘱託の登記嘱託書（分筆）
- ⑥ H19.6.15 嘱託の登記嘱託書（所有権の移転）
- ⑦ H19.6.5 の契約締結にかかる交渉記録
- ⑧ H19.4.3 承認の用地補償評価委員会議事録
- ⑨ H19.4.5 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ⑩ H19.4.10 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について
- ⑪ H19.4.11 嘱託の登記嘱託書（所有権の移転）
- ⑫ 井原市と協議を行った書類

を特定した上で、①ないし③及び⑧ないし⑩についてはその一部が条例第7条第2号及び第6号に該当すること、⑦についてはその全部が条例第7条第2号に該当すること、⑫については作成していないため保有していないことを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年9月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年11月4日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。

- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成21年12月24日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、次の開示を求めるものである。

- ・開示される文書以外に、測量時、売買交渉時、契約時に於ける関連する一切の文書で、公聴広報や用地指導係等他部署を通じた依頼応答や測量会社の測量成果の記録数値
- ・開示しないとする理由の箇所を除く文書全体
- ・交渉経緯記録
- ・私が依頼や交渉の為に送った文書に対する記録・回答

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- ・関連する一切の文書とは、測量時よりの文書で、公聴広報、用地指導係等、他部署を含む依頼応答文書や図面に関する測量成果等の数値も開示してください。
- ・文書が特定できないから、開示しないとあるが、そうであるなら開示しない文書にその理由を付記すべきであり、単に文書が存在しないといって、公開しないのは不親切。何らかの方法で、その旨を請求者に伝えるべきです。
- ・交渉経緯記録は事実を記録したものであるのに開示できない理由は何か。
- ・情報は原本開示が原則であり情報全体を開示して開示できない部分のみ理由を付して非公開にするべきだと思う。
- ・井原市との協議を行った書類は作成していないとあるが、井原市の記録には岡山県の発言が載っている。分筆と同時に地積訂正を行っているが、当該訂正は協議なしでは行い得ない類のものであるので、協議記録は存在するはずである。
- ・個人情報保護条例の申請では情報公開できると、伝えてあるとありますが、個人情報公開できて今回の公文書情報公開の請求では情報開示できないという根拠、理由は何か。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

1 ① H19.5.15 承認の用地補償評価委員会議事録等

- ① H19.5.15 承認の用地補償評価委員会議事録
- ② H19.5.21 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ③ H19.6.15 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について

- ⑧ H19.4.3 承認の用地補償評価委員会議事録
- ⑨ H19.4.5 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ⑩ H19.4.10 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について

以上の文書中、個人の印影、補償金の単価、補償金額、印紙券面及び現況地目は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7号第2号に該当するため非開示の決定をした。

また、補償金の単価及び補償金額（これら情報を推察することを可能ならしめる印紙券面及び現況地目を含む。）については、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であり、条例第7条第6号に該当するため非開示の決定をした。

2 ⑦ H19.6.5 の契約締結にかかる交渉記録

用地交渉記録は、契約締結に至るまでの各地権者との交渉経過を記録したもので、各個人の発言内容や考え方等が記録されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するため、非開示とした。

3 ⑫井原市と協議を行った書類

請求のあった公文書は作成しておらず、保有していない。

4 その他

当初の公文書開示請求書の内容（文書）が、「買収する為に行った交渉経緯記録表を含む関連する一切の書類・図面」及び「買収する為に関する一切の書類」とされており、具体的な内容が何ら示されておらず、異議申立書に記載された「公聴広報や用地指導係等他部署を通じた依頼応答」については、買収する為の書類ではないことから、開示請求内容には含まれないと判断したため、公文書の特定をしていない。

「測量会社の測量成果の記録数値」については、確定前の途中経過の測量記録についての文書であり、組織としての共用文書の実質を備えていないため、公文書の特定をしていない。また、経過の測量記録は既に処分しており、現在は保有していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

実施機関が特定した本件開示請求に係る公文書は次のとおりである。

- ① H19.5.15 承認の用地補償評価委員会議事録
- ② H19.5.21 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ③ H19.6.5 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について
- ④ H19.6.13 嘱託の登記嘱託書（地積に関する更正）
- ⑤ H19.6.13 嘱託の登記嘱託書（分筆）
- ⑥ H19.6.15 嘱託の登記嘱託書（所有権の移転）
- ⑦ H19.6.5 の契約締結にかかる交渉記録
- ⑧ H19.4.3 承認の用地補償評価委員会議事録

- ⑨ H19.4.5 決裁の公共用地の取得及び補償について
- ⑩ H19.4.10 決裁の公共用地の取得及び補償の契約締結について
- ⑪ H19.4.11 嘱託の登記嘱託書（所有権の移転）
- ⑫井原市と協議を行った書類

このうち、本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、⑦ H19.6.5 の契約締結にかかる交渉記録及び⑫井原市と協議を行った書類である。

なお、④ないし⑥及び⑪については全部が開示されており、また、一部を非開示決定としている①ないし③及び⑧ないし⑩については、異議申立ての趣旨が、「開示しないとする理由の箇所を除く文書全体の開示」を求めるものであることから異議が申し立てられているものとは認められない。

2 本件対象公文書⑦に係る条例上の非開示条項該当性の具体的検討について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

以下、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否かについて検討する。

本件対象公文書⑦の内容は、実施機関と地権者であるその相手方個人との用地買収交渉に係る記録であり、そこには当該個人の氏名、住所及び交渉時のやりとり等に係る情報が具体的に記載されている。

これらは、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明白であり、また、条例は当該個人情報が開示請求者に係るものであるか否かを区別するものではない。

なお、詳細に見れば、当該文書の記載の中には特定の個人を識別することができるとは言えないと思われる部分もあり、その余の部分と切り離して開示することを検討する余地もないわけではないが、そうした開示を行った場合、異議申立人自身の交渉経緯に関する記録の開示を求める本件開示請求の意図するところとは相違することにもなり、実施機関が当該文書を非開示としたことが不合理であるとまでは認められない。

したがって、本件において、実施機関が当該文書を条例第7条第2号該当の個人情報として非開示にしたことは妥当である。

3 本件対象公文書⑫の存否について

異議申立人は、実施機関は井原市との協議に関する書類は作成していないとしているが、井原市の記録には岡山県の発言が載っており、また、分筆と同時に地積訂正を行っているが、当該訂正は協議なしでは行い得ない類のものであるので、協議記録は

存在するはずであると主張する。

一方、実施機関は、本件用地交渉に係る土地が存する井原市との間で面接及び電話により用地取得に関連する協議は行っていたが、記録は作成していないと説明する。

以上について検討すると、用地買収に当たって、実施機関が井原市との協議記録を作成しなければならない事情も、また、その他実施機関が当該文書を保有していると推測すべき特段の事情も存在しないことから、本件対象公文書⑫が存在しないことについては不合理とは認められない。

よって、本件対象公文書⑫について不存在を理由に非開示とした本件処分は妥当である。

4 その他

異議申立人は、本件対象公文書以外に、公聴広報や用地指導係等他部署等を通じた依頼応答や、測量会社の測量成果の記録数値等を開示すべきと主張している。

一方、実施機関は、こうした文書については本件開示請求において開示すべき公文書に含まれないと判断したと主張している。

以上について検討すると、本件においては、異議申立人の公文書開示請求書の記載が「買収する為の一切の書類・図面」という漠然とした文言であり、公共用地の買収については様々なプロセスが想定されるとしても、買収するための交渉、契約及び登記の手續に係る文書として通常特定されるべきものは文書①～⑫により特定されており、それ以外の上記文書は買収するための文書であるとは言えないことから、それら文書が開示請求の記載内容により対象公文書として特定されなかったとしても不合理であるとまでは認められない。

なお、実施機関は第4の4のとおり本件公文書開示請求書の記載について、具体的な内容が何ら示されていない旨主張しているが、そうしたことから対象公文書の特定に支障をきたすものであるならば、請求を受け付けた際又は対象公文書の特定を行うに当たり、口頭又は書面で開示請求者たる異議申立人に対し、当該記載内容について具体的に明らかにするよう説明を求めるべきであった。

実施機関は、公文書の開示に係る事務処理を行うに当たっては、請求者がどのような内容の文書について開示を求めているかを的確に把握・確認し、円滑な公文書の開示に努めるよう望むものである。

5 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成21年12月24日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年2月10日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年3月9日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年3月15日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年4月23日 (審査会第2回目)	事案の審議を行った。
平成22年5月28日 (審査会第3回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成22年7月30日 (審査会第4回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成22年9月3日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成22年10月18日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成22年11月24日 (審査会第7回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月8日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
藤 田 奈 美	弁護士	審査会第5回目まで審議
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	
井 田 千津子	弁護士	審査会第6回目から審議